

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県税条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県税条例の一部が改正され、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者に係る狩猟税の証紙徴収の手續が改められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県税条例施行規則の一部改正

県外の者その他の証紙を購入することが困難な者が出納員の管理する口座に証紙の額面金額に相当する現金を振り込んだ場合に知事が関係書類に押印する納税済印の様式を定める。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

(1)の納税済印の押印に関する事務処理決裁権限を税務課長の専決事項とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。